

(平成30年10月16日現在)

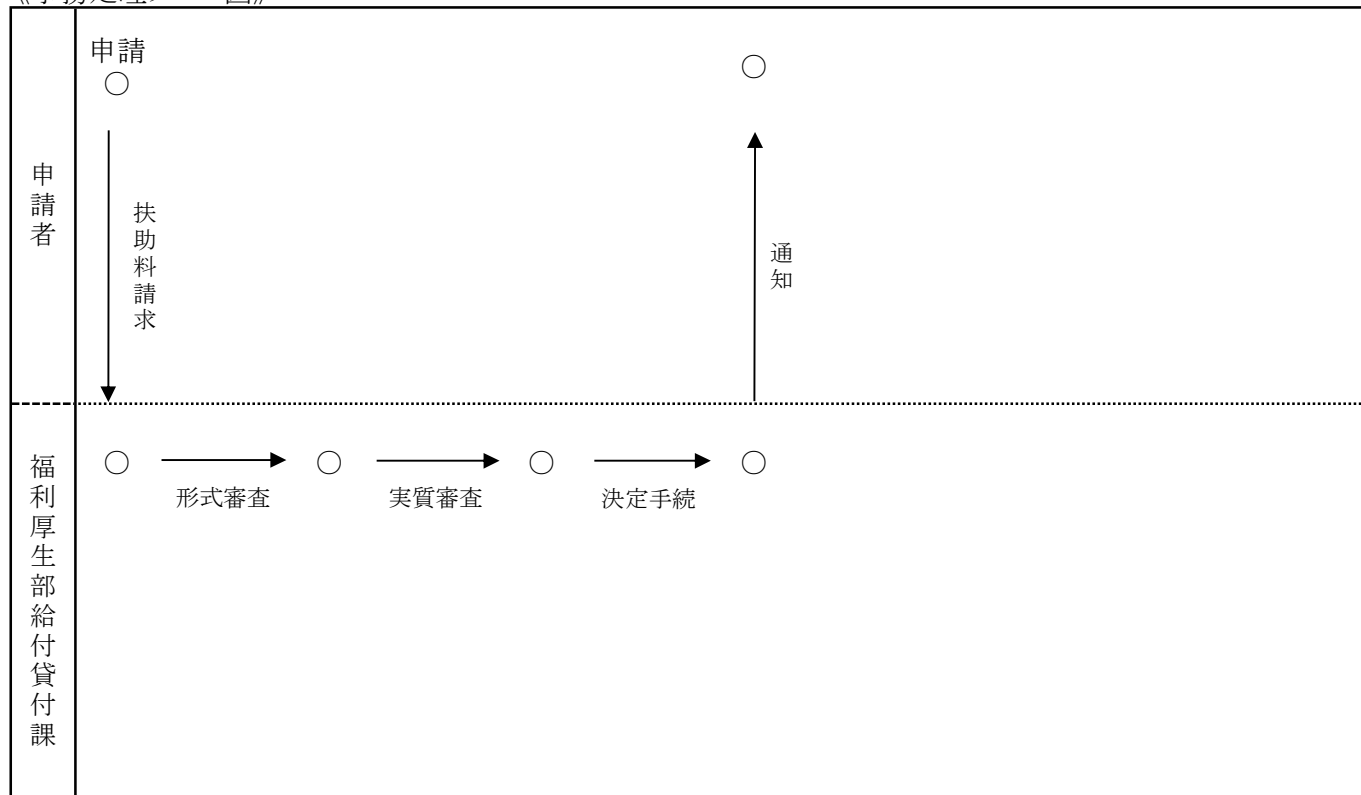
事務処理フロー図

事務名	給付を受ける権利の裁定
根拠法令	恩給法第12条

作成部署 教育庁福利厚生部給付貸付課退職手当担当 電話:03-5320-6815

標準処理期間	20日
--------	-----

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

項番	項目	説明
1	形式審査	提出された申請書に記載漏れがないかどうか、添付書類がそろっているかどうかを審査します。
2	実質審査	申請書の内容について、審査基準を満たしているかどうかを審査します。
3	決定手続	権利の裁定について、福利厚生部給付貸付課長が決定します。
4	通知	申請者に通知します。